日本通運株式会社　新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

第１章　総則

１．計画の目的

この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）の規定に基づき、日本通運株式会社における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

２．基本方針

新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインに基づき、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

第２章　新型インフルエンザ等対策の実施体制

１．新型インフルエンザ等対策委員会

Ａ．本社および支店等に、それぞれ新型インフルエンザ等対策委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

Ｂ．委員会は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、情報収集、用品の備蓄と保全、緊急連絡体制の確立、まん延時対応の策定、従業員教育等を行う。

Ｃ．委員会は、職制に定める指示命令系統に従って指導を行うと共に、活動状況および決定事項等を適宜報告するなど、円滑に内部連携を図らなければならない。また、近隣の他支店が管轄する委員会との情報交換を行うなど、日常活動において相互に連携を図らなければならない。

Ｄ．委員会は、委員長、副委員長、委員および特別委員をもって構成する。

２．新型インフルエンザ等対策統括本部および新型インフルエンザ等対策本部

Ａ．新型インフルエンザ等のまん延状況ならびにその他の状況により、特別な対応が必要な場合には、本社の委員会を新型インフルエンザ等対策統括本部（以下、「対策統括本部」という。）に、支店等の委員会を新型インフルエンザ等対策本部に（以下、「対策本部」という。）に切り換え、これにあたる。

Ｂ．対策統括本部長、対策本部長は、委員会の委員長をもって充てる。ただし、委員長に差支えがあるときは、副委員長が代行する。

Ｃ．対策統括本部長は、対策統括本部がその役割を終了したと判断したとき、また対策本部長は、対策本部がその役割を終了したと判断したとき、当該本部を廃止する。

３．情報収集および共有体制

平時から、国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方自治体等から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に従業員に周知する体制を確保する。

４．関係機関との連携

平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

第３章　新型インフルエンザ等対策業務

１．新型インフルエンザ等対策業務の対応

　新型インフルエンザ等対策業務のため、指定公共機関として物資の輸送の要請があった場合は、適切に対応できる体制を確保する。

２．戦力計画

　あらかじめ定める戦力計画に基づき、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

３．感染防止対策

　平時から従業員に対して、手洗い・うがい・咳エチケット等基本的な感染防止対策を励行するとともに、新型インフルエンザ等の発生時においては、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、時差出勤や在宅勤務の活用、不要不急の外出抑制等の呼びかけに努めるものとする。

４．用品の備蓄

　新型インフルエンザ等の発生時に不足が予想される感染予防用品等について、平時から調達、備蓄の手配に努めるものとする。

第４章　教育および訓練

１．教育および訓練の実施

Ａ．平時から正しい知識を習得し、従業員への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国、地方自治体等が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。

Ｂ．新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように努めるものとする。

第５章　その他

１．計画の見直し

Ａ．適時この計画の内容につき検討を加え、変更の必要があると認める場合は代表取締役の決裁（軽微な変更は担当役員決裁）を経て行うものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、国土交通大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨の公表を行う。

Ｂ．前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

制定：２０１４年４月１日
改定：２０２５年６月１日